

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、法令を遵守し、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岐阜県瑞穂市長

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>・本事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業を推進するために行う事務であり、事務の流れは事業の種類によって異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理である。</p> <p>・番号法においては、別表第111項に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・瑞穂市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①健康相談等その他健康増進事業の実施</p>
③システムの名称	<p>【現行】・新健康管理システム(健康かるて)／中間サーバー</p> <p>【標準化後】・健康管理システム(健康かるて)(標準化後対応)／中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>【現行】 住民健診システムファイル</p> <p>【標準化後】 住民健診システムファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第111項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【情報照会の根拠】 139項</p> <p>【情報提供の根拠】 139項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市 健康福祉部 健康推進課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-8611
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人での確認を行うようにし、人為的ミスが発生するリスクに対し対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	瑞穂市特定個人情報等取扱要領に則り、滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	I 1. ③システムの名称	・新健康管理システムV1(健康かるて)	・新健康管理システム(健康かるて)	事後	
平成31年3月13日	I 5. ①部署	福祉部	健康福祉部	事後	
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	健康推進課長 清水 千尋	課長	事後	
平成31年3月13日	I 8. 連絡先	福祉部	健康福祉部	事後	
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	平成26年7月23日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	II 2. 取扱者数	平成26年7月23日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	IVリスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	
令和2年3月25日	II 1. 対象人数	平成31年1月18日 時点	令和2年3月4日 時点	事後	
令和2年3月25日	II 2. 取扱者数	平成31年1月18日 時点	令和2年3月4日 時点	事後	
令和3年3月12日	II 1. 対象人数	令和2年3月4日 時点	令和3年2月25日 時点	事後	
令和3年3月12日	II 2. 取扱者数	令和2年3月4日 時点	令和3年2月25日 時点	事後	
令和4年3月9日	I 1. ③システムの名称	・新健康管理システム(健康かるて)	・新健康管理システム(健康かるて)／中間サーバー	事前	
令和4年3月9日	I 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月9日	I 4. ②法令上の根拠	—	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2【別表第2における情報照会の根拠】102の2項 【別表第2における情報提供の根拠】102の2項	事前	
令和4年3月9日	II 1. 対象人数	令和3年2月25日 時点	令和4年2月10日 時点	事後	
令和4年3月9日	II 2. 取扱者数	令和3年2月25日 時点	令和4年2月10日 時点	事後	
令和4年3月9日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) []	[]接続しない(入手) [十分である]	事前	
令和4年3月9日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>]接続しない(提供) []	[]接続しない(提供) [十分である]	事前	
令和5年2月9日	II 1. 対象人数	令和4年2月10日 時点	令和5年2月9日 時点	事後	
令和5年2月9日	II 2. 取扱者数	令和4年2月10日 時点	令和5年2月9日 時点	事後	
令和6年2月9日	II 1. 対象人数	令和5年2月9日 時点	令和6年2月9日 時点	事後	
令和6年2月9日	II 2. 取扱者数	令和5年2月9日 時点	令和6年2月9日 時点	事後	
令和6年11月29日	I 1. ②事務の概要	別表第一項目No.76	別表第111項	事後	
令和6年11月29日	I 1. ③システムの名称	・新健康管理システム(健康かるて)／中間サーバー	【現行】・健康管理システム(健康かるて)／中間サーバー 【標準化後】・健康管理システム(健康かるて)(標準化後対応)／中間サーバー	事後	
令和6年11月29日	I 2. 特別個人情報ファイル名	住民健診システムファイル	【現行】 住民健診システムファイル 【標準化後】 住民健診システムファイル	事後	
令和6年11月29日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律	番号法第9条第1項	事後	
令和6年11月29日	II 1. 対象人数	令和6年2月9日 時点	令和6年11月29日 時点	事後	
令和6年11月29日	II 2. 取扱者数	令和6年2月9日 時点	令和6年11月29日 時点	事後	
令和8年3月3日	II 1. 対象人数	令和6年11月29日 時点	令和8年3月3日 時点	事後	
令和8年3月3日	II 2. 取扱者数	令和6年11月29日 時点	令和8年3月3日 時点	事後	